

広報あおもり

2025年4月号



青森県警察シンボルマスコット
「アピーくん」&「レピーちゃん」

青森県警察本部 広報課

～目次～

- ～ネットトラブルを防止しよう～ 注意！！『闇バイト』は犯罪実行者の募集です【人身安全対策課】
- みんなの力で暴力団を追放しよう【捜査第二課】
- 春の全国交通安全運動のお知らせ【交通企画課】
- 横断歩道は歩行者優先【交通企画課】
- ルールを守って自転車事故を防止しよう【交通企画課】
- 「運転適性相談窓口」を活用してみませんか？【運転免許課】
- マイナ免許証の取扱いが始まります【運転免許課】
- ドローン等の飛行計画【警備第一課】
- 右翼等による違法行為の取締りに御協力を【警備第一課】
- 爆発物使用テロ等の未然防止に御協力をお願いします【外事課】
- 4月の広報予定

～ネットトラブルを防止しよう～

注意!! 「闇バイト」は犯罪実行者の募集です

CASE 1 楽に稼げると思い、個人情報を渡してしまった…

楽に稼げると思い、個人情報を渡してしまった…

たくさん稼げる！簡単な仕事
初心者大歓迎

- 今後はシングル、テレグラムで連絡いたします！
- 身分証明書の写真を送ってください！

強盗をやれ。お前の住所は分かっている。逃げたら家族がどうなるか分かるよな。

やっってしまった

凶悪な犯罪者として逮捕！

強盗致傷罪で無期又は6年以上の懲役！

警察が守ります!!

身近な大人に相談した

後日…

● SNSで「高額報酬」「ホワイト案件」などと投稿し、応募した人に「シグナル」や「テレグラム」などのアプリで連絡し、強盗などの凶悪な犯罪をさせる行為が横行しています。



大金がもらえるとウソをつかれ身分証などの個人情報を送ると、脅されるなど巧妙な方法で、凶悪な犯罪に加わることを断れない状況にされます。

CASE 2 お金に困っていたし、危険じゃなさそうだったから…

お金に困っていたし、危険じゃなさそうだったから…

簡単な仕事、荷物運ぶだけ、簡単でいい仕事、報酬は+10万円です！

次はお金を盗む仕事をして下さい。報酬は+10万円です！

相手は悪い事をして稼いだ金なので、警察に通報できません。ご安心を！

おっ

だまされただけだった…

そんな…

指示役

ちよつとだけどうにか

もともと悪いお金ならいいか

● 少年であってもこのような犯罪に加われば必ず捕まります！厳しく処罰されます！「怪しい」「まずい」と思ったら、すぐに周りの信頼できる大人や警察に相談してください。



● 犯行を指示している人に住所や名前を知られていても、警察はあなたやあなたの家族を絶対に守ります。

犯罪に加わる前に、勇気を持って、最寄りの警察署や「少年サポートセンター」に相談してください。



CASE 3 仲間や先輩に誘われて、つい断りきれず…

仲間や先輩に誘われて、つい断りきれず…

金になるやんない？

やばいけどどうせ捕まらないうちなら未成年ならだしても大丈夫

他の仲間もやっつてるし断れないよな！

俺だけ金を出せ！

金はいくらも

結局、全員逮捕!! 必ず捕まります!!

【一人で悩まないで！まず相談！】



「これは犯罪なの？」と悩んでいたら
警察相談専用電話
#9110



犯罪等で困っていたら
各都道府県警察本部
少年相談窓口

★青森少年サポートセンター



新町センター（警察本部内）

こどもは なやむな
☎0120-58-7867

安方センター（青森警察署内）

☎017-776-7676

★八戸少年サポートセンター（八戸警察署内）

☎0178-22-7676

★弘前少年サポートセンター（弘前警察署内）

☎0172-35-7676

受付：月～金 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

★少年サポートメール



youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp

24時間受信、回答は2～3日後（土・日・祝日・年末年始を除く）

青森県警察本部人身安全対策課

みんなの力で暴力団を追放しよう




◎ 「暴力団追放三ない運動プラス1」

- 暴力団を「恐れない」
(「誤ったイメージ」から、恐れることは暴力団を助長させます)
 - 暴力団に「金を出さない」
(金が「腐れ縁の元」、暴力団を支援・容認することになります)
 - 暴力団を「利用しない」
(すべてを「金づるにする」、それが暴力団なのです)
- プラス1→暴力団と「交際しない」

◎ 匿名通報ダイヤルを知っていますか？

暴力団が関与する犯罪等の通報を匿名で受け付け、有力な情報を提供した方に対して、情報料（最大100万円）が支払われる制度です。

 0120-924-839

<http://www.tokumei24.jp>

(電話受付は月～金 10:00～17:00)



暴力団が恐れるもの

それはあなたの暴力団を恐れない「**勇氣**」なのです。

暴力団に関する相談窓口

お近くの交番、警察署又は(公財)青森県暴力追放県民センターへご相談ください。

★ #9110 (プッシュホン 電話) 又は警察017-735-9110

★ 暴力追放県民センター017-723-8930 (ナニサ ヤクザ ゼロ)

春の全国交通安全運動のお知らせ

交通企画課

● 期間

令和7年4月6日（日）から4月15日（火）までの10日間

※4月10日（木）は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

○ こどもをはじめとする歩行者が安全に通行・横断できるよう交通環境を整え、正しく横断しましょう

幼児・児童が被害に遭う交通事故は歩行中や自転車利用時の発生が多く、また、新学期が始まる4月から6月にかけて、増加する傾向にあります。

新入学児童の保護者の皆さんは、お子さんと一緒に通学路を歩いてみて危険な箇所を確認し、お子さんに注意を促しましょう。

また、こどもに限らず全ての歩行者が交通ルールを守り、安全な横断をするよう心がけましょう。



○ 歩行者優先の意識を持ち、ながら運転等の危険運転は絶対にやめ、シートベルト・チャイルドシートを適切に使用しましょう

横断歩道は歩行者優先です。

横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者を安全に横断させましょう。ながら運転や妨害運転は絶対にやめ、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

また、後部座席を含めた全ての座席においてシートベルトを着用し、幼児に対し、チャイルドシートを適切に使用しましょう。

○ 自転車・特定小型原動機付自転車を利用する際は、乗車用ヘルメットを着用し、交通ルールをきちんと守りましょう。

令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されました。また、特定小型原動機付自転車利用者もヘルメットの着用が努力義務となっています。

自転車及び特定小型原動機付自転車の利用者は、交通ルールをきちんと理解した上で安全に利用しましょう。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



横断歩道は歩行者優先

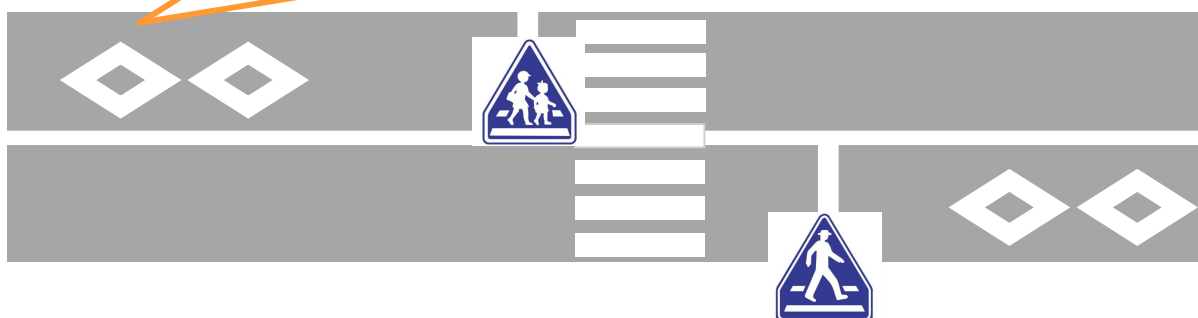
交通企画課

昨年8月にJAFが実施した「信号機のない横断歩道における実態調査」によると、青森県内の信号機のない横断歩道における車両の一時停止率は、**59.9%**（前年比+12.5%）でした。全国平均を上回ったものの、いまだ4割の車両が停止していない状況です。

車両の運転者は、「**横断歩道は歩行者優先**」の意識を持ち、歩行者は、手を上げるなど運転者に合図をして安全に横断しましょう。

	青森県	全国	
令和6年	59.9%	53.0%	全国17位
令和5年	47.4%	45.1%	全国26位
令和4年	56.7%	39.8%	全国7位
令和3年	14.0%	30.6%	全国ワースト3位

このひし形マークは、「この先に横断歩道があります」ということを意味します。



車両等は、横断歩道に接近する場合、

- **近くに歩行者がいないか確認**
- **横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速**
- **横断歩道を横断している、または、横断しようとしている歩行者がいる時は手前で一時停止**

するようにしなければなりません。

※ これらのルールに違反すると、「**横断歩行者等妨害等**」の違反となります。

罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

違反点 2点

反則金 大型等 12,000円 普通 9,000円

二輪 7,000円 原付 6,000円



◇ **ルールを守って、大切な命を守りましょう!** ◇

ルールを守って自転車事故を防止しよう

交通企画課

道路交通法では、自転車は「軽車両」に分類され、「車両」の仲間となるため、自動車と同じように守らなければならないルールが定められています。

令和6年11月1日から、道路交通法が改正され、自転車の「ながらスマホ」「酒気帯び運転」の罰則が強化されました。

また、令和5年4月1日から、自転車利用時の乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されましたが、県内の着用率は全国平均よりもかなり低い状況です。

自転車の罰則強化

○ 運転中のながらスマホ

スマートフォン等を手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

○ 酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して罰則が整備されました。

違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



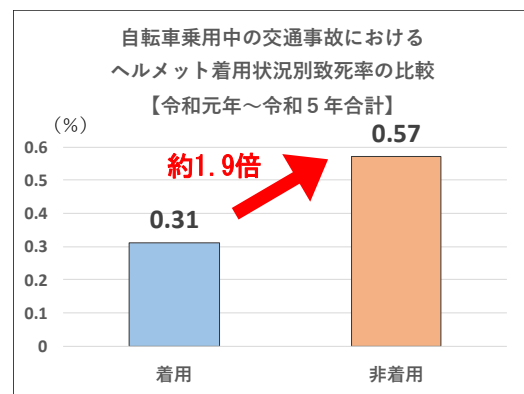
「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

ヘルメットの着用

自転車乗車中の事故で亡くなられた方の約5割以上が、頭部に致命傷を負っています。

事故で負傷した際の被害を軽減するためにも、頭を守ることがとても大切です。

ヘルメットを正しく着用し、自分の命を守りましょう。



※警察庁統計資料より引用

ルールを守って、大切な命を守りましょう！

「運転適性相談窓口」を活用してみませんか？

運転適性相談窓口

運転に支障がある病気等にかかった方やそのご家族等からの相談のほか

- 運転に不安のある方
- 運転免許証の返納についてお悩みの高齢者の方
- 上記にあてはまる方のご家族等

からの相談も受け付けております。

運転適性相談窓口は、

- 青森県運転免許センター
- 八戸、弘前、むつ自動車運転免許試験場
- 県内各警察署

に設置しております。

希望する相談場所へ事前にお問い合わせの上、ご相談ください。



安全運転相談ダイヤル（#8080）

病気や身体に障害を有する方の運転免許の取得に関すること、高齢者等の運転の継続に関すること、運転免許証の返納に関することなどのご相談を受け付けております。

- 全国統一の電話番号
#8080（シャープハレバレ）
- 受付時間
午前9時から午後4時まで
（土、日、休日及び年末年始を除く）

お問い合わせ先

青森県警察本部交通部運転免許課

高齢運転者等支援係

☎017-782-0081



マイナ免許証の取扱いが始まります

マイナンバーカードに免許情報を記録し、運転免許として利用できるようになります。

令和7年3月24日(月)

から

運転免許センター
八戸・弘前・むつ運転免許試験場

で手続きが可能です。



警察署では手続きができませんので、ご注意ください。

マイナ免許証の保有者は、マイナンバーカードの署名用電子証明書(6~16桁の署名用電子証明書暗証番号)を警察に申出することなどにより、次のサービスを受けられるようになります。

- オンラインによる更新時講習
- 住所変更等は市町村窓口が届出するだけで、免許センター等での変更手続きが不要

詳しくは

青森県警察 マイナ免許

警察本部運転免許課 ☎ 017-782-0081



ドローン等の飛行計画



ドローン等を飛行させる場合は、**小型無人機等飛行禁止法及び航空法**の規制を受ける場合があります。

ドローン等を飛行させる前にしっかりと法律の規制を確認し、必要な手続を行うなど飛行計画を立ててから飛行させましょう。

小型無人機等飛行禁止法の規制

対象：重量を問わない

- 重要施設及びその周囲おおむね300mの周辺地域の上空における小型無人機等の飛行が禁止されています。
 - 当該地域で小型無人機等を飛行させる場合は、施設管理者の同意を得た上、飛行を開始する48時間前までに青森県公安委員会への事前通報が必要で
 - 県内では、防衛関係施設、原子力事業所など24か所が指定されています。(令和7年2月現在)
- ※ 詳細は、青森県警察HPを確認してください。



航空法の規制

対象：重量100g以上のもの

◎ 飛行禁止空域

- ・ 空港周辺
- ・ 緊急用務空域
- ・ 150m以上の上空
- ・ DID(人口集中地区)

のいずれかで飛行させる場合は国土交通大臣による許可が必要です。



◎ 禁止されている飛行の方法(飛行の空域を問わず順守する必要があるルール)

- ① 飲酒時の飛行 ② 危険な飛行 ③ 夜間での飛行 ④ 目視外飛行
- ⑤ 距離の確保 ⑥ 催し場所での飛行 ⑦ 危険物輸送 ⑧ 物件投下

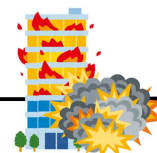
- ※ ③～⑧の方法で飛行させたい場合には、国土交通大臣の承認が必要です。
- ※ 上記のほか、飛行前確認、衝突予防が必要になります。

右翼等による違法行為の取締りに御協力を！

右翼の動向

右翼等は、領土問題、歴史認識問題などをめぐり、活発な街頭宣伝活動等に取り組んでいます。

今後も、国内外の諸問題に敏感に反応し、日本政府や関係諸国等に対する執ような抗議行動を行うものとみられ、その過程で、政府要人、政府機関、外国要人、外国公館等にテロ行為を引き起こすおそれがあります。



右翼の違法行為

令和5年中、右翼によるテロ、ゲリラ事件はありませんでしたが、資金獲得を目的とした詐欺事件や恐喝事件等の違法行為が発生しています。



右翼の検挙状況

【令和5年中の右翼による違法行為の検挙状況(全国)】

右翼運動に伴う事件の検挙	56 件
	76 人
資金獲得を目的とした事件の検挙	44 件
	50 人
右翼及びその周辺者からの銃器押収	0 丁



警察は、右翼等の違法行為に厳正に対処しています。
右翼等による違法行為に関する情報提供をお願いします。





爆発物使用テロ等の未然防止に御協力をお願いします

爆発物による事件発生の危険度が増しています!!

昨今、海外のテロで使用された爆発物は、身近な生活用品等から製造されたと報道されております。

また、国内では、薬局、ホームセンター、インターネット等で購入した材料から爆発物を製造する事案が発生しており、最近では、選挙応援演説中に爆発物が投てきされた事案が記憶に新しいと思われまます。

警察では、爆発物の原料となり得る化学物質11品目*を指定し、薬局、ホームセンター等の店舗、企業本社、業界団体や学校等への個別訪問を継続的に行い、管理強化等を要請中です。

※11品目：硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウムの11品目

～ 皆様へのお願い ～

日常生活で、

- 近所で薬品の臭いがすることがある、爆発音を聞いた
- 異様に爆発物に興味を持っている人を見た・聞いた
- インターネット動画サイトで爆発物の製造方法を見つけた

などの時は、遠慮なく直ちに警察へ通報してください。

また、11品目取扱店の皆様におかれましては、日々携わる接客業務等で培われたプロの目で、“ん?この客、ほかの客とは違うな”を察知しましたら、通報をお願いします。



～4月の広報予定～

○ テレビ放送予定

RAB不定期スポットCM

4月1日から4月30日まで	・春の全国交通安全運動のお知らせ
---------------	------------------

○ ラジオ広報予定

エフエム青森「あおもり・ふぁん」(毎週月曜日～金曜日 16:55～17:00)

第1週(1日から4日)	・春の全国交通安全運動について
-------------	-----------------

RABラジオ「県広報タイム」(毎週月曜日～木曜日 7:30～7:35)

第1週(1日から3日)	・110番の正しい利用方法等 ・みんなの力で暴力団を追放しよう
第2週(4日から10日)	・ネットトラブルを防止しよう
第3週(14日から17日)	・春の「安全・安心まちづくり旬間」のお知らせ

○ 音楽隊の派遣予定

4月8日(火) 令和7年度青森県警察初任科入校式 9:45～11:00(青森市:青森県警察学校体育館)
4月11日(金) 春の全国交通安全運動「つがる市民交通事故防止総決起大会」 15:00～15:30(つがる市:生涯学習交流センター「松の館」)
4月16日(水) 令和7年度「青森市民大学・大学院入学式」 14:20～15:00(青森市:県民福祉プラザ)
4月29日(火) 「春の安全・安心まちづくり旬間」に伴うコンサート 13:00～13:30(八戸市:八戸公園)